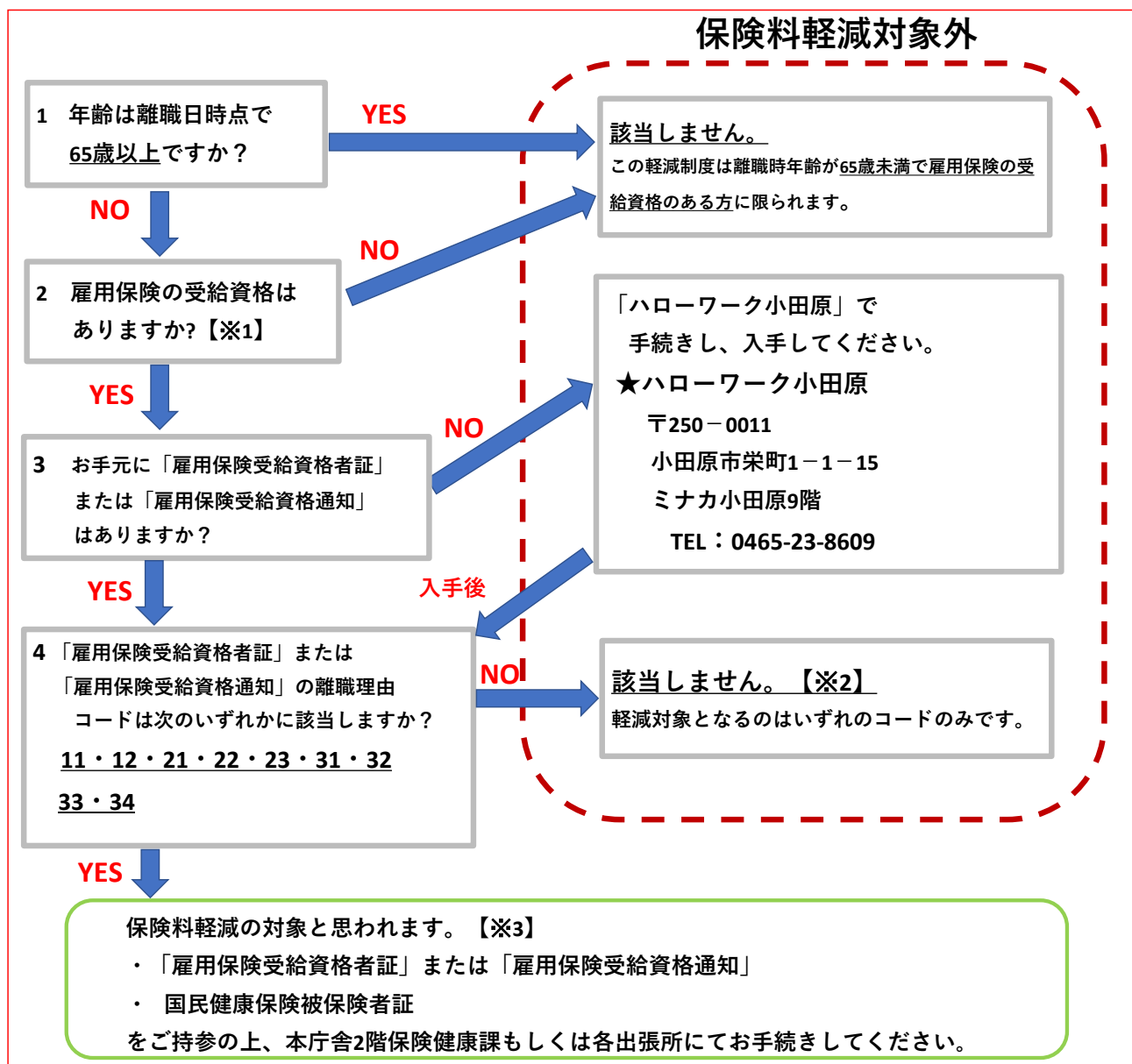


非自発的失業者の保険料軽減 該当・非該当フローチャート



★注意事項

- ※1…雇用保険の受給資格について町は確認することができません。
ご自身の資格の確認については、「ハローワーク小田原」にご相談ください。
- ※2…離職理由コードの決定について町は関与していません。
離職理由に異議がある場合は「ハローワーク小田原」にご相談ください。
- ※3…国民健康保険の加入期間・世帯所得等の個別事情によっては軽減できない場合があります。
また、この軽減制度は保険料の算定時に前年給与所得を30%として計算する措置のため軽減額は前年給与所得により増減します。なお、前年給与所得が0円以下の場合には軽減されません。
軽減期間は「離職日の翌日の属する月から離職日の翌日の属する年度の翌年度末」までです。
【例：離職日が令和5年3月31日の場合、最大で令和5年4月から令和7年3月までの24ヶ月間】
※期間中に別の健康保険に加入するなどして国民健康保険を脱退した場合は脱退した月をもって軽減は終了します。

●お手続きの前にまずはお電話にてご相談ください！！
箱根町福祉部保険健康課保険年金係
TEL:0460-85-9564

